

1. 境港市まちづくり総合プランの体系図	1
2. 境港市総合計画の策定状況	2
3. 境港市の人口推計	6
4. 市民及び中学生アンケートより	7
5. 境港市総合計画審議会条例	8

# 基本構想（まちづくりビジョン）

# 基本計画（まちづくりプラン）

## 〈基本理念〉

- ① 魅力と活気に満ちたまち
- ② 心豊かに、共に生き、支え合うまち

## 〈将来都市像〉

環日本海オアシス都市

～笑顔あふれる日本一住みたいまち 境港～

## 〈基本目標〉

誰もが安心して元気に暮らす支え愛のまちづくり

「さかな」「鬼太郎」「港」を生かした経済振興のまちづくり

地域を担う人を育むまちづくり

自然と共に安全で住みよいまちづくり

未来につけを回さないまちづくり

## 〈具体的施策〉

「基本目標」を達成するための具体的施策

「具体的施策」の取り組みの方針

## 〈施策の展開方針〉

## 境港市総合計画の策定状況

### ○境港市建設計画（第1次計画）

昭和43年12月策定 期間：昭和43～55年度（13年間）

### ○境港市総合計画（第2次計画）

基本構想 昭和46年3月策定 期間：昭和46年～60年度（15年間）

基本計画 昭和47年3月策定 期間：昭和47年～55年度（9年間）

都市像 「港湾を有する産業文化都市」

- ・港湾、漁港の機能の整備拡充と、工業開発を促し、これを主軸とする生産都市とする。
- ・美しい自然環境を保ちつつ、生活生産基盤を整備し、快適な近代都市とする。
- ・教育文化施設の充実を図り、かおり高い文化都市とする。

### ○第3次境港市総合計画

基本構想 昭和52年3月策定 期間：昭和52～60年度（9年間）

基本計画 昭和53年3月策定 期間：昭和53～55年度（3年間）

都市像 「港湾を有する産業文化都市」

- ・生活環境に恵まれ、快適な生活ができる都市
- ・人間性豊かな、教育文化都市
- ・恵まれた良港を活用し、自然と調和した活力ある産業都市

### ○第4次境港市総合計画

基本構想 昭和56年11月策定 期間：昭和56～平成2年度（10年間）

基本計画 昭和56年12月策定 期間：昭和56～60年度（5年間）

都市像 「明るく豊かな港湾を有する産業文化都市建設の伝統を旨に「公正にして風格ある境港市」」

- ・健康で心豊かに暮らせるまち
- ・美しく安全で住みよいまち
- ・うるおいのある教育文化のかおるまち
- ・調和のとれた快適なまち
- ・活力あふれる産業のまち

○第5次境港市総合計画

- 基本構想 昭和61年9月策定 期間：昭和61年～平成7年度（10年間）  
基本計画 昭和61年12月策定 期間：昭和61年～平成2年度（5年間）  
都市像 「明るく豊かな海と空の港を有する「公明正大で躍動する風格ある境港市」」
- ・健康で生きがいにみちたまち
  - ・緑あふれる安全で快適なまち
  - ・創造性豊かな教育文化のまち
  - ・美しく調和のとれた機能的なまち
  - ・活力あふれる産業のまち

○第6次境港市総合計画

- 基本構想 平成3年9月策定 期間：平成3～12年度（10年間）  
基本計画 平成3年11月策定 期間：平成3～7年度（5年間）  
都市像 「－海からの創造－「魅力あるふるさと・心豊かで活力あるまち 境港」」
- [21世紀への基本目標]
- ・海と港を生かしたまち
  - ・長寿社会に向けた住みよい福祉のまち
  - ・緑と文化のまち
- [まちづくりの展開方向]
- ・健康で生きがいのあるまちづくり
  - ・緑あふれる快適なまちづくり
  - ・人と文化をはぐくむまちづくり
  - ・美しく調和のとれた機能的なまちづくり
  - ・活力とにぎわいある産業のまちづくり

○第7次境港市総合計画

基本構想 平成7年9月策定 目標：平成8～22年度（15年間）

基本計画 平成8年2月策定 目標：平成8～12年度（5年間）

※基本計画は随時更新

都市像 「環日本海オアシス都市「魅力あるふるさと・心豊かで活力あるまち境港」」

[21世紀の都市づくりの基本目標]

- ・日本海を拓く交流拠点のまちづくり（交流拠点都市）
- ・いきいきコミュニティのまちづくり（福祉文化都市）
- ・住みよい環境のまちづくり（快適環境都市）

[まちづくりの展開方向]

- ・機能的で魅力ある都市基盤の整備
- ・活力とにぎわいのある産業の振興
- ・健康で生きがいのあるくらしの実現
- ・人と文化をはぐくむ生涯学習の推進
- ・快適でうるおいのある生活環境の整備
- ・安心とやすらぎのあるくらしの実現

○境港市まちづくり総合プラン（第8次境港市総合計画）

基本構想 平成23年3月策定 期間：平成22～26年度（5年間）

基本計画 平成23年3月策定 期間：平成22～26年度（5年間）

都市像 「環日本海オアシス都市」

[まちづくりの基本理念]

- ・魅力と活気あふれるまちづくり
- ・心豊かに、安心して暮らせるまちづくり

[将来都市像実現のための基本目標]

- ・連携強化による一体的発展
- ・全国ブランドである「さかな」と「鬼太郎」を生かした経済振興
- ・一人ひとりを大切にした教育と福祉の充実
- ・安心で住みよい生活基盤の充実
- ・市民との連携による誠実な行政運営

○境港市まちづくり総合プラン（第9次境港市総合計画）

基本構想 平成28年12月策定 期間：平成28～32年度（5年間）

基本計画 平成28年12月策定 期間：平成28～32年度（5年間）

都市像 「環日本海オアシス都市」

[まちづくりの基本理念]

- ・魅力と活気あふれるまちづくり
- ・心豊かに、安心して暮らせるまちづくり

[将来都市像実現のための基本目標]

- ・広域連携による一体的発展
- ・全国ブランド「さかな」と「鬼太郎」を生かした経済振興
- ・一人ひとりを大切にした教育と福祉の充実
- ・安心で住みよい生活基盤の充実
- ・市民との連携による誠実な行政運営

## 境港市の人口推計

2015年の国勢調査では、本市の人口は34,174人でした。令和2年2月に本市が策定した人口ビジョンでの人口推計は、2020年には33,107人となり、その10年後の2030年では31,122人と推計され、約2,000人の減少が見込まれています。

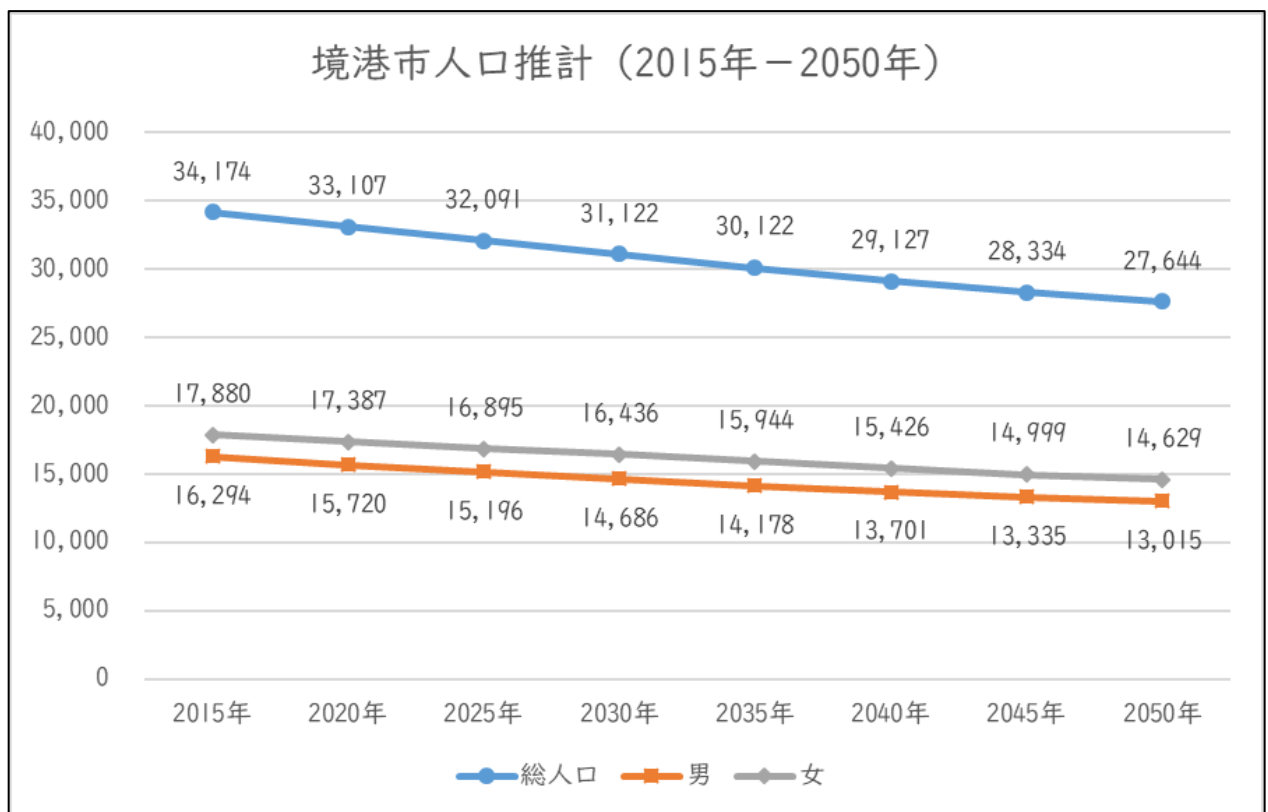
生産年齢人口である15～64歳の人口割合は、2020年では、全体の54.8%であったのが、2030年では52.7%と推計されます。

また、65歳以上の人口割合は、2020年では32.6%であったのが、2030年では33.6%と推計されます。

(単位：人)

	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総人口	34,174	33,107	32,091	31,122	30,122	29,127	28,334	27,644
男	16,294	15,720	15,196	14,686	14,178	13,701	13,335	13,015
女	17,880	17,387	16,895	16,436	15,944	15,426	14,999	14,629
0～14歳	4,292	4,155	4,142	4,265	4,328	4,339	4,264	4,199
15～64歳	19,467	18,149	17,241	16,394	15,635	14,611	14,132	13,890
65歳以上	10,415	10,803	10,708	10,463	10,159	10,177	9,938	9,555

※2015年は国勢調査、2020年～2030年は人口ビジョンによるもの

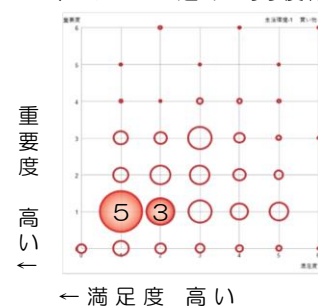
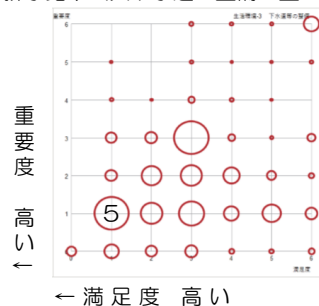
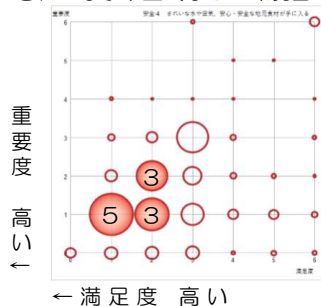


## 市民及び中学生アンケートより

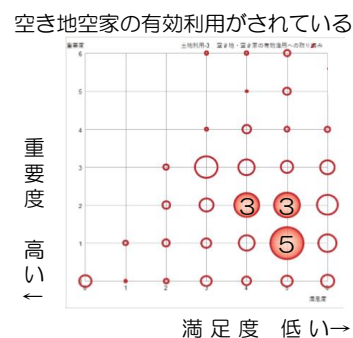
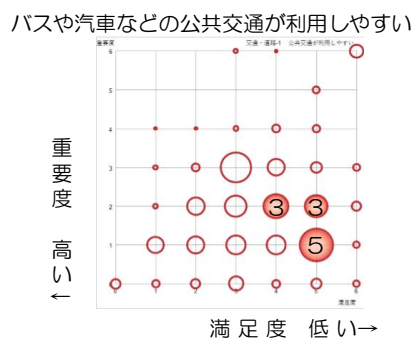
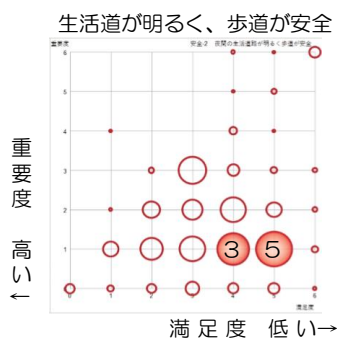
### ○市民アンケート「まちづくりに関する100の質問」

#### 【重要度・満足度共に高い】

きれいな水や空気などの環境面が良い 雨水排水路や公共下水道の整備が整っている スーパーやコンビニが近くにあり便利である



#### 【重要度高く・満足度低い】



### ○中学生アンケート

#### 【目指すまちのイメージ】

- ①便利で快適に暮らせるまち
- ②美しい自然環境に恵まれたまち
- ③多くの人が訪れる観光・交流のまち

#### 【継続居住のための必要事項】

- ①遊びや食事、買い物が便利にできる魅力ある場所があること
- ②若者が働きたくなる職場があること
- ③趣味などを楽しむ場所やスポーツに親しめる施設が充実していること

アンケート結果から



- 雇用の場の確保
- 空き地空家の有効活用
- 公共交通の利便性の向上 などが求められています。



## 境港市総合計画審議会条例

### (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、境港市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、境港市総合計画について調査及び審議する。

### (組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 行政委員会の委員
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (部会)

第6条 審議会に、専門事項を分掌するため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部会を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 前条の規定は、部会の運営にこれを準用する。

### (幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置き、市職員のうちから市長が任命する。

- 2 幹事は、審議会の事務に当たる。

### (庶務)

第8条 審議会の庶務は、地域振興課で処理する。

### (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が

定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年6月25日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年3月25日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月31日条例第4号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月31日条例第2号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月19日条例第26号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第1号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。